

調査票 1

都道府県・政令指定都市名	012 京都市
--------------	---------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課
担 当 職 員 数	8 人 (専任 8 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	京都市男女共同参画推進会議
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	昭和 56 年 4 月 24 日 根拠: 京都市男女共同参画推進会議規則
長 の 役 職	副市長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	京都市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 16 年 4 月 1 日
構 成 員	11 人 (女性 6 人、男性 5 人)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 23 年 4 月 ~ 33 年 3 月
名 称	第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン 改定版
改定・見直しの予定時期	平成 年 月 日 <small>— 未定の場合は○をつけてください。</small>
女性活躍推進法の推進計画と一体である	<input type="checkbox"/> ※いずれか1つに○をつけてください。
女性活動推進法の推進計画と別に作成	<input type="checkbox"/> ○

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	京都市男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成 15 年 12 月 26 日
	施 行 日	平成 15 年 12 月 26 日
	改 正 日	平成 25 年 11 月 15 日
	改 正 内 容	条例で対象にする附属機関等の定義を「審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体」から「附属機関及び市民、学識経験のある者等で構成する会議」に変更した。
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月
無の場合 ※どちらかに○をつけてください。	制定等について検討中(あれば、具体的に)	
	特に検討していない	

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用

	1:平成28年4月1日	2:平成28年5月1日	3:その他: 平成28年3月31日
目標値	平成 32 年度まで 附属機関等のうち男女いずれの委員の登用率も35%を超える附属機関等の割合を65%	%	平成 年度まで %
根 拠	第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン 改定版		
目標設定の対象である審議会等の範囲	1 法律又は条例により設置されている附属機関等 2 要綱等により設置されている懇談会等 ※行政機関、各種団体等の間の調整又は協議を目的とするもの及び法律の定めるところにより委員の大部分を選挙によって選任するものを除く。		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 3	審議会等数(240)うち女性委員を含む審議会等数(231)	
		延総委員等数(4,681)延女性委員等数(1,527)	女性比率(32.6)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 3	審議会等数(135)うち女性委員を含む審議会等数(133)	
		延総委員等数(2,672)延女性委員等数(920)	女性比率(34.4)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード 3	審議会等数(18)うち女性委員を含む審議会等数(18)	
		延総委員等数(1,042)延女性委員等数(286)	女性比率(27.4)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 3	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(4)	
		延総委員等数(66)延女性委員等数(9)	女性比率(13.6)
目標値以外の目標設定	なし		
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 <input type="checkbox"/> (公表 <input type="checkbox"/> ・非公表 <input type="checkbox"/>) ・無 <input type="checkbox"/> 作成予定有	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	706 人 (平成 27 年 4 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> 委員の公募 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> そ の 他 (委員選任に係る事前協議の実施)	

注(*) 平成28年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

(1)-1管理職の在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

		1:平成28年4月1日	2:その他: 平成 年 月 日										
	管理職総数(※)	女 性 管 理 職 の 内 訳											
		うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部長相当職		次長相当職		課長相当職					
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	うち女性数(D)	女性比率	(E)	うち女性数(F)	女性比率	(G)	うち女性数(H)	女性比率	
本庁	計	593	62	10.5	149	8	5.4	35	0	0.0	409	54	13.2
	うち一般行政職	438	50	11.4	129	7	5.4	0	0	0	309	43	13.9
支庁・地方事務所等	計	538	90	16.7	96	19	19.8	14	0	0.0	428	71	16.6
	うち一般行政職	340	54	15.9	84	13	15.0	0	0	0	256	41	16.0
全体	計	1,131	152	13.4	245	27	11.0	49	0	0.0	837	125	14.9
	うち一般行政職	778	104	13.4	213	20	9.4	0	0	0	565	84	14.9
再掲	警察関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	教育委員会	113	9	8.0	22	2	9.1	0	0	0	91	7	7.7

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

Table with columns for position (課長補佐相当職, 係長相当職), gender (うち女性数), and ratio (女性比率). Rows include Main Office (本庁), Branches (支庁・地方事務所等), Total (全体), and Recruit (再掲).

(1)-3新規昇任者数

平成27年4月1日～28年3月31日

Table showing new promotion counts for various positions (課長補佐, 係長) across different offices, including gender breakdown and ratios.

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項 考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

Table for recording consideration factors for promotion, including job performance, interviews, and other specific factors.

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数 平成27年4月1日～28年3月31日

Table showing the number of candidates for promotion and grade exams, including gender distribution and percentages.

(2)女性公務員の採用状況

平成27年4月1日～28年3月31日

Table showing recruitment statistics for female public employees, categorized by grade and office type.

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設定

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください

Form for setting up comprehensive facilities for gender equality, including details on location, management, staff, and main activities.

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに○をつけてください。

項目の設定	国の取組に準じた設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定 (○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:)	

↓ 上記1~4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得				
② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他	○			

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
実施の有無		○
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○
3 役員に占める女性割合に関する項目		○
4 管理職に占める女性割合に関する項目		○
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
6 その他「登用促進等」に関する項目		○
7 仕事と育児・介護を両立するための取組		○
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○
9 短時間正社員制度の導入		○
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
12 その他		○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称:

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称: 京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	○	→ 女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称	輝く女性応援京都會議
2 現在は無いが、今後検討する		その他の場合、その具体的名称	

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	有 ○ 無	名称
公表周期		年 不定期
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。		1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他)

18 平成28年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 啓発誌 ・	男女共同参画について考えるリーフレットを発行		年2回
2. 講座 ・ 京都市男女共同参画講座	「みんなで考える男女共同参画講座」、大学・団体等との連携講座、男女共同参画の視点を養う講座・講演会	約3000人	通年
3. 相談事業 ・ 一般相談	男女共同参画センターにおいて、女性が直面する悩みについての相談を実施		通年
・ 専門相談	男女共同参画センターにおいて、法律相談、女性に対する暴力相談を実施		通年
・ 男性相談	男女共同参画センターにおいて、男性が直面する悩みについての相談を実施		通年
・ 男性のためのDV電話相談	男性のためのDVIに関する電話相談を実施		通年
・			
4. 情報収集・提供 ・ 情報収集・提供 ・	男女共同参画に関する情報・資料の収集・提供		
5. 苦情処理 ・ 京都市苦情等処理専門員会議	苦情等について、調査を行い、必要に応じて関係者等に対し、助言・是正の要望等を行うもの	委員3名	案件ごとに開催
6. 交流促進 ・ 京都市男女共同参画市民会議(ウイングス・フォーラム)	男女共同参画について市民全体で討議、意見交換を行うもの	240名	12月
・			
7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ ・			
8. 国際交流・海外派遣事業 ・ ・			
9. 調査研究 ・ 調査研究 ・	男女共同参画センターにおいて、男性の働き方に係る調査を実施		
10. その他 ・ 配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議	女性への暴力に関する情報交換及び市民向け啓発事業等の共催	参加機関27機関	年5回

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に○をつけてください。

3.その他⇒ご記入ください 【その他: 平成 年 月 日】

議 会 名	京都市会	
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休や欠席の事由として出産の文言が明示されたもの)がありますか。1~3のいずれか一つを選択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。	1
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。	
	3. その他(欠席の例がない, 不明等)	
問2. 問1.で、1を選択した場合にお伺いします。「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1~3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。	1.標準都道府県議会会議規則と同様。	1
	2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。	
	3.その他	
【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 標準町村議会会議規則 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		
問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定がありますか。1~3のうちいずれか一つを選択してください。 ※○内は例示であり、これ以外の事由でも仕事と生活の両立の観点から明示した規定があれば1. を選択してください。 ※出産に伴う欠席と同じ条文で明記している場合には、本問の回答にも、「規定がある」と回答してください。	1.明記した規定がある。	2
	2.明記した規定はないが、運用上仕事と生活の両立のための欠席を正当な欠席事由と認めている。	
	3. その他	
問4. 問3で1を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または添付)してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。		
規 則 名		
該当部分の条文(本文)を記入又は以下に添付してください。		

政令指定都市名

012 京都市

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成28年4月1日現在

平成28年5月1日現在

その他:平成28年3月31日現在

○

1 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

* 調査実施時に設置義務のある審議会等のうち、平成28年3月に内閣府で把握したものを掲載しています。

新たに追加・変更・廃止等がありましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入してください。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	市町村防災会議(会長を含む)	48	3	6.3	
	市町村防災会議(委員のみ)	47	3	6.4	
2	民生委員推薦会	14	3	21.4	
3	国民健康保険運営協議会	20	6	30.0	
4	地方社会福祉審議会	49	15	30.6	
5	土地利用審査会	7	3	42.9	
6	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	33	17	51.5	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 損害評価会				
×	9 地方港湾審議会				
10	土地区画整理審議会	68	7	10.3	
11	建築審査会	7	3	42.9	
12	開発審査会	7	4	57.1	
13	介護認定審査会	554	159	28.7	
14	精神医療審査会	16	5	31.3	
15	市町村国民保護協議会	42	2	4.8	
16	地方独立行政法人評価委員会	16	5	31.3	3審議会設置
17	感染症診査協議会	20	5	25.0	
18	市町村都市計画審議会	28	8	28.6	
×	19 市街地再開発審査会				
20	障害程度区分認定審査会	113	41	36.3	
×	21 児童福祉審議会				
22					
	合 計	1,042	286	27.4	
	女性委員0の審議会数	0			

2 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	37	4	10.8	
6	固定資産評価審査委員会	12	2	16.7	
	合 計	66	9	13.6	
	女性委員0の委員会数	2			